

上場株の譲渡損を申告し忘れた場合

Q : 私は、昨年、商売はうまくいったのですが、上場株で損をしました。株の取引は、源泉徴収口座なので何もしなくてもいいと思っていたのですが、申告をすれば赤字が繰り越せると知りました。申告をし忘れたのですがどうしたらいいですか？

A : 更正の請求をして、損失の金額を明らかにすれば、この規定の適用を受けることができます。

【解説】

上場株式の譲渡損益は、他の所得と分離して計算をすることとされていますので、事業所得や給与所得などの他の所得と通算することは認められません。しかし、その赤字については、①「譲渡損失の金額の計算に関する明細書等」を添付した確定申告書を提出し、かつ、②その後において連続して確定申告書を提出し、さらに繰越控除を受けようとする年分の確定申告書に「繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書等」の書類の添付をする場合に限り、翌年以後3年、繰り越すことが認められます。つまり、この規定の適用を受けるには、譲渡損失が生じた年分の所得税について、譲渡損失額を明らかにした明細書等を添付した確定申告書を提出しなければならないのですが、申告しなかった場合でも、決定が行われるまでは、この明細書等を添付した申告を行えば適用が受けられることとされていますし、また、この明細書等の添付をし忘れた場合でも「更正の請求」の手続きをすれば、適用が受けられます。

